

今回の中国の会社法改正で、董事、監事、
総経理などの責任が重くなったのですか？

中国の会社法改正と、 董事等の役員個人の責任・D&O保険

2024年7月

どのような場面で個人が責任を
問われるのですか？

中国にも役員賠償責任保険
(D&O保険) がありますか？

弁護士法人キャストグローバル
弁護士 金藤 力

2024年7月1日から施行された中国の会社法改正で、
董事、監事、総経理などの責任が重くなったのですか？

条文の数も増え、責任を負う場面も増えました。

改正前の中国の会社法では、董事・総経理等の役員が**個人として**負う責任について、

- ① 基本的に役員を負う責任は株主及び債権者に対するものとして規定されており、
- ② また、条文数も多くなく、具体的に責任が問われる場面は限られていました。

つまり、**従来は、**

- ① 株主の了承さえ得れば、会社の債務が返済できる限り（つまり倒産しない限り）役員が個人として民事上の責任を問われる危険は事実上ほぼ無く、
- ② 誰かが役員に対して責任を問おうとしても、具体的根拠をもって主張することは容易ではありませんでした。



これに対して、**今回の改正会社法では、**

- ① 役員は株主・債権者のみならず**第三者に対しても**一定の場面では賠償責任を負い、
- ② 条文数としても従来よりも大きく増え、**より責任を問われやすくなりました。**

参考：新会社法における董事等の責任

出資払込等に関する責任

出資状況の照合調査不履行による賠償責任

第51条(新規)

出資の不正な引き揚げに関する連帯賠償責任

第53条

違法配当、減資等に関する賠償責任

第211条、
第226条(新規)

忠実義務、
勤勉義務

関係条文の数： 7 → 15 に倍増

自己取引、商業機会の奪取、競業承認についての規定を詳細化

第182条～
第184条

董事等役員、
支配株主の
第三者に対する責任

董事又は高級管理者の第三者に対する賠償責任

第191条(新規)

董事又は高級管理者に指示して行為に従事させた支配株主の連帯責任

第192条(新規)

会社が董事のため責任保険を付保する場合、董事会から株主会への報告を要する

第193条(新規)

清算義務者

董事が清算義務者である旨の規定を追加

第232条(新規)

どのような場面で個人が責任を問われるのですか？

改正前から既に、個人が訴えられる事例は存在していました。

個人の責任を認めた訴訟事例として、以下のような事例が公表されています。

事例1： 外国企業が中国国内に設立した子会社への出資義務を履行せず、債務超過となり破産手続に入った。破産管財人は、董事6名に対し、**株主に出資履行を促さなかった不作為**（勤勉義務違反）を理由に賠償を求め、裁判所はこれを認めた。

事例2： A社（中国国内の合併会社）の株主は甲乙の2社であり、持分比率は甲が60%、乙が40%であった。A社の代表者には、甲の代表者であるX氏が就任した。設立後、A社は数千萬元の利益を計上したが、**一向に乙に配当をしなかった**。乙はX氏に対して賠償責任を負うよう求め、裁判所はこれを認めた。

事例3：（中国国内の上場会社の著名な事例）上場会社での**粉飾決算により損害を被った投資家ら**が董事、監事、高級管理者に対して賠償を求めた。裁判所は、粉飾決算に関与していなかった者についても連帯賠償責任を負うべきと判示した。

改正前から既に、個人が訴えられる事例は存在していました。（続き）

結論としては個人の責任が認められなかった事例も一つご紹介します。

最終的には勝訴するとしても、結論が出るまでの間、個人が訴訟の被告となって応訴しなければならなくなり、弁護士費用の負担などが生じることもあります。

事例4： 某中国企業の分公司において、財務担当者1名が他の従業員2名と結託して、会社が代金を受領していないのにシステム上で代金受領済みと虚偽計上のうえ会社に商品を出荷させ、その後、顧客から送金された代金を3名の個人口座に分配した。これにより会社は代金約2000万元が回収不能となった。

この3名の従業員は刑事訴追を受けて有罪判決を受けたが、会社はさらにこの**分公司の責任者と財務責任者**を務めていた別の2名につき、**従業員に対する監督管理上の忠実勤勉義務違反**があったとして賠償を求めた。

裁判所は、これらの責任者は《会社法》にいう「高級管理者」に該当しないと判断し、訴えを棄却した。

- **改正会社法は一部、過去の事実や行為にも遡って適用されます**ので、個人が責任を追及される事例はさらに増えてくる可能性があります。

中国にも役員賠償責任保険(D&O保険)がありますか？

■ **あります。中国子会社が自ら中国国内で付保することができます。**

中国の保険会社が提供している保険について少しご紹介します。

- ✓ 必要な補償の範囲や保険金額を選択して、保険の申込をすることができます。
- ✓ 一定以上の規模（従業員数）を満たせば、比較的小規模な会社でも加入できます。
- ✓ 訴訟対応のための弁護士費用等も（一定の条件のもとで）保険でカバーされます。

一方、保険加入にあたっては留意点もあります。

- ✓ **董事会から株主会への報告が必要となります。**（上記《会社法》第193条）
- ✓ 保険適用には契約所定の各種条件（告知義務など）を満たす必要があります。
- ✓ 故意の違法行為がある場合や刑事処罰・行政処罰による損害は保険でカバーされません。**保険に入ったからといって、コンプライアンス・法令遵守が疎かになることがないようにお気をつけください。**

- **保険の申込には審査があります。会社の状況によっては付保できない場合がありますので予めご了承ください。**

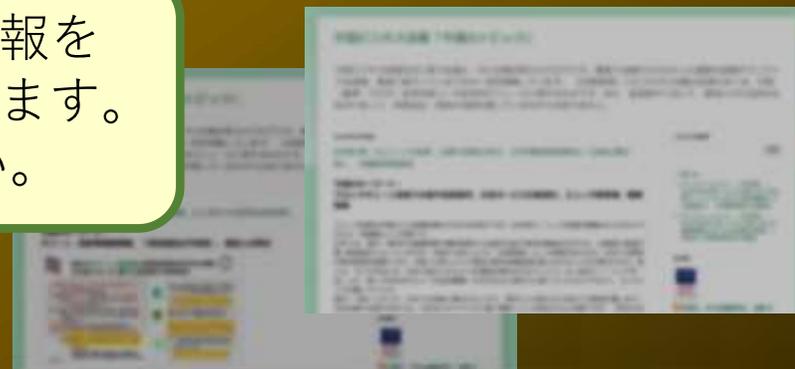
弁護士が語る 中国ビジネスの拠点

弁護士・中小企業
金藤 力

中国法務 トピック

検索

ブログでも最新情報を
一部ご紹介しています。
是非ご覧ください。



弁護士法人キャストグローバル 大阪事務所
パートナー・大阪事務所代表
弁護士 金藤 力 (かねふじちから)
E-mail : kanefuji@castglobal-law.com
Tel : 06-4706-0780 (代表)

Webサイト (キャストグローバル中国ビジネス) :
<https://castglobal-china.biz/>